

)

お客様各位

ご依頼の目的に沿った適切な試験を実施する為に、次の事項にご回答くださいますようお願いいたします。

厚生省告示第370号 清涼飲料水・粉末清涼飲料 成分規格に関するアンケート

*アルコール飲料，乳飲料，乳酸菌飲料，スープ等の食品は，本規格の対象外です。

分類		該当の □ にチェックを入れてください	
種類	☐ 清涼飲料水	☐ ミネラルウォーター類	☐ 殺菌又は除菌を行わないもの < 容器包装内の二酸化炭素圧力 > ☐ 20℃で98kPa未満（腸球菌・緑膿菌の試験有り） ☐ 20℃で98kPa以上 ☐ 殺菌又は除菌を行うもの
	☐ ミネラルウォーター類 以外の清涼飲料水 【A欄】・【B欄】 それぞれご回答ください	【A欄】 ☐ 下記以外の清涼飲料水 ☐ 原料用果汁 ☐ 冷凍果実飲料	【B欄】 りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを 原料とするものか否か ☐ 該当する（パツリンの試験有り） ☐ 該当しない
	☐ 粉末清涼飲料	乳酸菌（生菌）の添加： ☐ 有り ☐ 無し [細菌数の試験方法が変わります]	
容器 包装 形態	☐ 金属製 [例：アルミ缶，スチール缶など]		（スズの試験有り）
	☐ 金属製以外 [例：アルミパウチ，ペットボトル，瓶，紙パックなど]		
飲用 分類	☐ そのまま飲用するもの		（原体で試験）
	☐ 原料用果汁（濃縮されていないもの）		
	☐ 濃縮原料用果汁		（ヒ素，鉛，スズ及びパツリンは，濃縮した倍数の値を用いて試験） 濃縮倍数 _____ 倍
	☐ 希釈して飲用するもの		（ヒ素，鉛，スズ及びパツリンは，飲用希釈濃度で試験） 飲用希釈濃度を以下のいずれかにご記入ください。 ① 検体を _____ 倍 希釈 ② 検体 _____ g ・ ml を水 _____ ml に溶解 ③ 検体と水の割合 → 検体 _____ : 水 _____ ④ その他の希釈法 成績書に記載いたしますので， 具体的な数値でご提示ください。 [_____]
【その他】 ご要望等がございましたら，ご記入ください。			

注意事項 1. 最終製品でないものや開封品等では、一部の試験をお受けできない場合がございます。
別途ご相談ください。(混濁、沈殿物又は固形の異物、細菌検査は開封品ではお受けできません。)

2. 重金属項目は「限度試験」です。定量値(数値)をご希望の場合は、各項目の定量試験をお奨めいたします。
[参考] 本規格試験における重金属3項目の限度値(相当濃度):ヒ素0.2ppm、鉛0.4ppm、スズ150.0ppm

JFRL確認者

20241128

一般財団法人日本食品分析センター